

木山仮設団地跡地公園（仮称）に係る基本設計業務委託事業者 選考委員会設置要領

（設置）

第1条 木山仮設団地跡地公園（仮称）基本設計業務委託の適正な執行を期するため、木山仮設団地跡地公園（仮称）基本設計業務委託事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、木山仮設団地跡地公園（仮称）基本設計業務委託事業者選考における受託候補者等の選定について、審査及び評価を行い、受託候補者及び次席者を選定する。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
2 委員会は、別表の委員長、副委員長及び委員3人で組織する。

（委員長等）

第4条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
2 委員会は、非公開とする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 1 0 月 2 日から施行する。
- 2 委員長、副委員長及び委員は、この要領の施行の日に現にその職にあった者について任命された者とし、辞令を交付しない。